



地震に備えて 私たちができること

港南区災害時要援護者支援パンフレット

障がい者編



はじめに

- 過去の大きな地震や風水害では、障がい者や高齢者など自分の力だけでは避難することが難しい方(要援護者)を、どのように救助し支えていくかが、防災上の課題となりました。
- 要援護者からも、日ごろから自分たちが災害に対し備えておくことや、発生したときどのように行動すべきか知っておくことで、自分の身を守ることにつながるのではないかとの声が上がっています。
- このパンフレットは、様々な災害のうち、いつ発生するかわからない大きな地震に対して、特に障がいのある方及びその御家族が、自分たちの身を守るために日頃から準備しておきたいことと、いざ地震が発生したときにとるべき行動について、障がいの特性ごとに記載したものです。
- 作成にあたっては、港南区障害者団体連絡会、港南区内の地域ケアプラザ及び障害者支援施設(いずれも一部)、港南区社会福祉協議会、港南区役所の関係者が連携し、当事者の意見を反映させながら内容を検討しました。
- ぜひ、このパンフレットの内容を確認していただき、少しでも被害を少なくできるよう、日頃から備えておきましょう。

平成28年3月

目次

第1章 日頃から備えておくこと

1 共通事項	02
2 障害特性別の対応	05
(1) 視覚障害	05
(2) 聴覚障害	07
(3) 肢体障害	08
(4) 知的障害	09
(5) 精神障害	10

第2章 地震が発生したら

1 共通事項	12
2 障害特性別の対応	17
(1) 視覚障害	17
(2) 聴覚障害	19
(3) 肢体障害	20
(4) 知的障害	21
(5) 精神障害	22

第3章 資料編

1 港南区地域防災拠点一覧	24
2 港南区福祉避難所一覧	28
3 港南区災害時医療救護場所一覧	30
4 港南区帰宅困難者一時滞在施設一覧	31
5 自分の情報メモ欄(自分の情報を記入しておきましょう)	32
6 港南区プロジェクトR(レスキュー)について	34

第1章

日頃から備えておくこと

第1章 日頃から備えておくこと

1 共通事項

(1) 日頃から地域と関係をつくりましょう

- 隣近所や自治会・町内会の方と、あいさつなどで日頃から関係をつくり、自分の状況を知っておいてもらいましょう。
- 住んでいる地域で行われる防災訓練に参加しましょう。

(2) 避難経路や避難場所などを確認しておきましょう

- 自分の住む地域のいっつき避難場所^{※1}や地域防災拠点^{※2}がどこにあるか確認しておきましょう。
- いっつき避難場所や地域防災拠点まで避難する経路と、途中で危険な場所がないか確認しておきましょう。

※1 いっつき避難場所とは

地震発生後にお互いの安否を確認し、住民がいったん集まる場所です。公園、広場、ごみ集積所など自治会・町内会ごとに場所が決まっていますので、確認しましょう。

※2 地域防災拠点とは

地震などの災害で、家が倒れたりして、自宅で生活できないときに避難生活を送る場所です。横浜市内で震度5強以上が観測された場合に開設されます。港南区内には、公立の小中学校31か所が指定されています。一覧はこのパンフレットの24～28ページに載っています。

(3) 備蓄品、非常持出品を準備しておきましょう

- 自宅で生活できる食料や飲料水を、最低3日分は用意しておきましょう。
- 避難するときに持ち出す品物を、取り出しやすい場所に準備しておきましょう。

非常持出品、備蓄品リスト

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">非常持出品として 必要最低限に用意すべきもの</p>	水(持出品として缶やペットボトルで用意しておきましょう。)
	ゼリー飲料などの簡易食料
	紙やプラスチック製の皿・コップ
	帽子、ヘルメット
	トイレパック、洗面用具、タオル、ティッシュ、ウエットティッシュ、マスク
	常備薬(災害に備えるため、多めにもらっておく)、お薬手帳
	携帯電話(スマートフォン)、携帯ラジオ、懐中電灯、携帯電話充電器、軍手、レジ袋、筆記用具、メモ帳、ホイッスル、電池
現金(小銭も)、障害者手帳、マイナンバー通知カード、本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード)	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備蓄品として 用意しておくべきもの</p>	水(一人1日3リットルの水が必要といわれています。家族の人数分を缶やペットボトルで用意しておきましょう。)
	インスタント・レトルト食品、缶詰(缶切り不要のもの)、乾パンなどの保存食
	割ばし・フォーク・スプーン、缶切り、ナイフ、鍋、カセットコンロ
	上着類、下着類、毛布、傘などの雨具
	トイレットペーパー、石けん、シャンプー、除菌スプレー、生理用品
	風邪薬、胃薬、傷薬、目薬、消毒薬、ガーゼ、包帯、ばんそうこう、三角巾
	使い捨てカイロ、マッチ、ライター、ポリタンク、スリッパ、上履き、ロープ、ガムテープ、ビニールシート、敷物、ごみ袋、ラップ、アルミホイル、予備のメガネ
	銀行などの通帳、印鑑、有価証券類
	その他(小さな子どもがいれば乳幼児用品など)



- 食料や水は消費期限が切れていないか、持出品はきちんと作動するかを定期的に確認しておきましょう。
- 災害時は普段のかかりつけ医師に診てもらえるかわかりません。他の医療機関も普段から知っておきましょう。
- 断水することも考えて、風呂の水は抜かずにためておき、トイレの水などで活用できるようにしておきましょう。
また、水洗トイレが使えないことも想定して、トイレパックも備えておきましょう。

(4) 自宅中の安全を確保しておきましょう

- 家具やテレビなどが倒れると危険です。転倒防止器具などを使って倒れないように固定しておきましょう。
- 自宅は整理整頓しておきましょう。家具は少な目の方がより安全です。
- 地震で窓ガラスが割れ、飛び散ると危険です。破損防止フィルムを貼っておきましょう。
- 横浜市では、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工された個人の木造住宅について、耐震診断を希望される方に専門の診断士を派遣して調査する制度があります。

連絡先

横浜市役所建築局 企画部 建築防災課

☎ 045-671-2943 FAX: 045-663-3255



(5) 家族との連絡の取り方を確認しておきましょう

- 地震があったときに、家族はどこへ集まるか、あらかじめ決めておきましょう。
- 災害用伝言ダイヤルの利用方法を家族で確認しておきましょう。

2 障害特性別の対応

(1) 視覚障害

ア 日頃から地域と関係をつくりましょう

視覚障害者は、避難時に誘導してもらおう人の手助けが必要です。

- 隣近所や自治会・町内会の方と、あいさつなどで日頃から関係をつくり、自分の状況を知っておいてもらいましょう。
- 自治会・町内会・地域防災拠点の防災訓練に、積極的に参加しましょう。
- 災害時要援護者名簿の作成や活用を、自治会・町内会の方などに依頼しておきましょう。
- 地震発生時に、自分の安否確認や誘導してもらおう支援者をあらかじめ依頼しておきましょう。

イ 避難場所と避難経路を事前に確認しておきましょう

- 防災マップを、近隣住民やガイドボランティア、ガイドヘルパーに代読してもらいましょう。
- あらかじめ実際に避難場所や防災拠点まで誘導してもらいましょう。

ウ 緊急時の連絡方法を支援者と相談しておきましょう

- 緊急連絡方法を、家族以外の関係者ともあらかじめ相談しておきましょう。

例 災害用伝言ダイヤルの他、携帯メール、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用

支援者の例

- 視覚障害者福祉協会
- 同行援護事業所やそのガイドヘルパー
- ガイドボランティア
- 区役所の担当ケースワーカー
- お住いの地域の民生委員・児童委員、自治会・町内会など

エ 備蓄品・非常持出品の準備をしておきましょう

3 ページで紹介した品物に加え、それぞれの事情に応じて必要な品物を用意しておきましょう。

視覚障害者全般 追加事項	弱視の人の 追加事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 予備の折りたたみ式白杖 ● 携帯ラジオ ● 音声または触読式時計 ● 携帯型ボイスレコーダー ● ウエットティッシュ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 強カライト ● 拡大ルーペやメガネ、コンタクト用品 ● 点眼薬の予備を最低各1本以上

オ その他

- ホイッスルを携帯電話にストラップとしてつなぎ、いつも身近な場所に置いておきましょう。
→建物が倒れ、身動きがとれないときだけでなく、避難時にヘルプを要請する場合にも活用できます。
- 困ったときは、白杖を約50センチ、垂直に頭上に掲げると、「助けてください」というヘルプサイン*となります。
- 携帯電話は就寝前にフル充電しておきましょう。
- いつも身近な場所に白杖、点字機、メガネを用意しておきましょう。
- 寝室付近にスリッパや靴を準備しておきましょう。室内にガラスが飛び散ったときに有効です。



*白杖を50cm掲げたサインは、日本盲人会連合が推奨する視覚障害者のヘルプサインです。(白杖SOSシグナル)

(2) 聴覚障害

- 聞こえないことのサインを作りましょう。

例 ハンカチや帽子などに「耳が聞こえません」と書きます。



- 家の周辺の人に「耳が聞こえない」こと、「手話・筆談など」の会話方法を知ってもらいましょう。
- 避難（ひなん）場所や道を知っておきましょう。
- 災害が起きたときにすぐ連絡ができるように、身近な連絡先（FAX番号）を手帳やメモ帳などに書いておきましょう。

例 家族、親せき、友達、勤務先、学校、市区聴覚障害者団体、横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設など

- 携帯電話、スマートフォンやパソコンなどにも連絡に必要なメールアドレスを入れておきましょう。
- 3ページに載っている備蓄品（びちくひん）・非常持出品（ひじょうもちだしひん）をリュックサックなどに入れておきましょう。

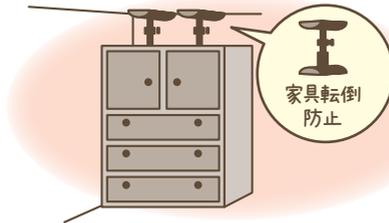
例 身体障害者手帳、補聴器、健康保険証、運転免許証、マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、懐中電灯、通帳（キャッシュカード）、ホイッスル、メモとペン、現金、電池、薬など

- 主治医と相談して、常備薬は余分に確保しておきましょう。

(3) 肢体障害

- ヘルプカード(氏名、住所、連絡先、血液型、通所先、利用医療機関等を記載したもの)を作成し常に携帯しましょう。
- 日頃から近隣と顔の見える関係を築きましょう。できれば、自治会・町内会役員や地区の民生委員・児童委員に要援護者であることを伝えておきましょう。
- 自宅の中で動きやすいよう、日頃から動線を確認しておきましょう。

例 部屋の片づけ、家具等の転倒防止など



- 最低3日分、自宅で過ごせるよう食料・飲料水などを確保しておきましょう。
- 非常用持出袋(防災頭巾、毛布なども)を取り出しやすい場所に準備しておきましょう。
- 携帯電話、手帳、自分の情報、ホイッスルなどを身近に置いておきましょう。
- 言葉が不自由な方は、自分の意思を伝えるためのグッズ(カード、メモ、筆記用具)を携帯しておきましょう。
- 道路事情により電動車いすの使用が困難になることが考えられるので、手動車いすも準備しておきましょう。
- 停電に備え懐中電灯、ラジオを用意しておきましょう。
- 電動のエアーマットを使用している場合は、助けが来るまでに床ずれになってしまうのを防ぐためにも、代替品を準備しておきましょう。
- 避難場所に洋式トイレがない場合を考え、簡易トイレを用意しておきましょう。

(4) 知的障害

ア 本人ができること

- ヘルプカード(氏名、住所、連絡先、血液型、通所先、利用医療機関等を記載したもの)を作成し常に携帯しましょう。
- 自分の住む地区のいっとき避難場所や地域防災拠点がどこにあるか、確認しておきましょう。
- 日頃から近隣と顔の見える関係を築きましょう。できれば、自治会・町内会や地域の民生委員・児童委員に、自分が要援護者であることを伝えておきましょう。
- 自治会・町内会、地域防災拠点での防災訓練に参加しましょう。
- 災害時の非常持出袋を用意しましょう。
- 寝室には、靴などを用意しておきましょう。

イ 家族ができること

- 災害時の避難所生活では、トイレ、更衣室、お風呂などが男女の性別利用となるので、日頃から母親離れや父親の養育に慣れておく必要があります。
- 通所先や、グループホームの職員と連絡方法などを確認しておきましょう(災害用伝言ダイヤルを利用、その利用方法等も練習しておきましょう)。

ヘルプカード見本(区役所などで配布)



(5) 精神障害

- 自分の住む地区のいつとき避難場所や地域防災拠点がどこにあるか、確認しておきましょう。
- 近所の人に会ったら、あいさつを心がけましょう。
- 可能であれば、自治会・町内会や地区の民生委員・児童委員に、自分が要援護者であることを伝えておきましょう。
- 非常時に連絡を取り合える知人や施設職員など、必要な連絡先を控えておきましょう。
- 3ページにある災害時の非常持出品や備蓄品を用意しておきましょう。
- 常備薬は多めに用意しておきましょう。また、お薬手帳も非常持出袋に入れておき、持ち出せるようにしましょう。



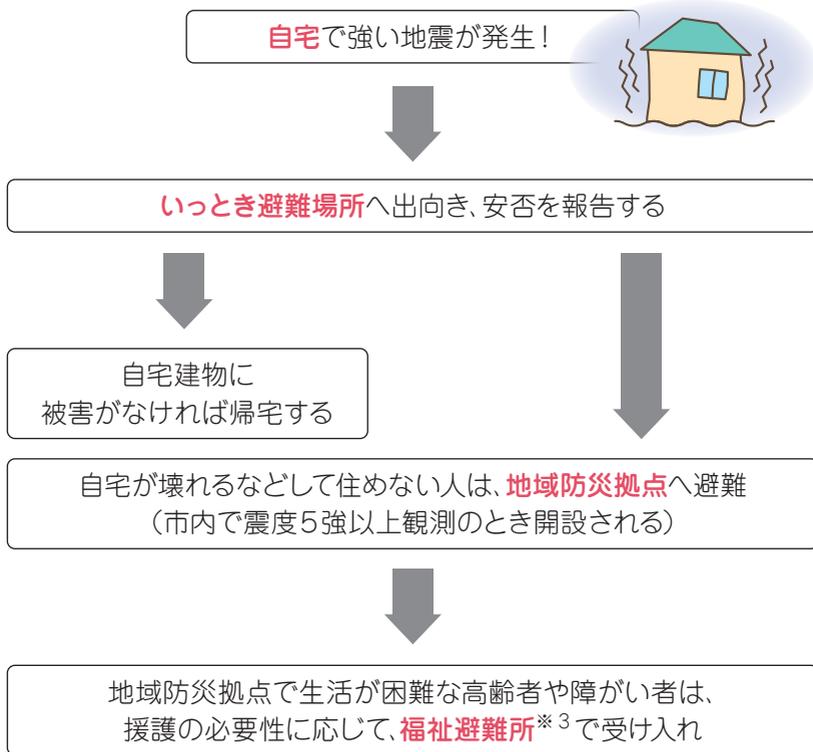
第2章

地震が発生したら

第2章 地震が発生したら

1 共通事項

(1) 自宅にいるとき(一般的な全体の流れ)



※3 福祉避難所とは

地域防災拠点での避難生活が困難な高齢者や障がい者などのために、地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム、障害者生活支援施設、障害者地域活動ホーム等を福祉避難所として指定し、援護の必要性の高い方を優先して受け入れます。一覧はこのパンフレットの28ページに載っています。

ア 自宅で地震にあったら

- 揺れが収まるまで家具から離れ、机の下などで身を守りましょう（机がない場合は、家具を避け、頭を座布団などで守る）。
- 玄関のドアや窓を開け、脱出できるルートを確認しましょう。
- 火災やガス漏れが発生していないか確認しましょう。
- 家の電源ブレーカーを遮断しておきましょう。
- 非常用持出品を持って、靴を履いて家を出ましょう。いっつき避難場所へ出向きましょう。
- マンションなどに住む人は、エレベーターは使わず必ず階段で降りましょう。
- ブロック塀倒壊や地割れなどに気を付け、落ち着いて指定された「いっつき避難場所」へ向かいましょう。
- 家具の転倒で身動きが取れない場合は、ホイッスルや大声で助けを求めましょう。

イ いっつき避難場所では

- 自治会・町内会の防災担当役員や班長に安否を連絡します。
- 自治会・町内会の防災担当役員や班長の指示に従い行動します。
- 避難者はお互い協力し、助け合い、救護を行います（障がい者も可能な範囲で協力します）。
- 自治会・町内会の会長や防災担当役員の帰宅指示が出てから、自宅に帰宅します。
- 自宅が壊れるなどして、住むことができないときは、地区の地域防災拠点に、非常持出品を持って避難します。

ウ 自宅で生活するとき

- あらかじめ用意していた食料で、生活を維持します。
- ラジオ、テレビ、市や区のホームページなどで常に情報を収集しましょう。
- 備蓄食料がなくなる場合、近所の方、地域防災拠点や自治会・町内会に食料の配布状況や店舗の営業状況など情報を聞いてみましょう。

- 停電から復旧するとき、通電火災のおそれがあるので、不要な電源プラグは抜いておきましょう。

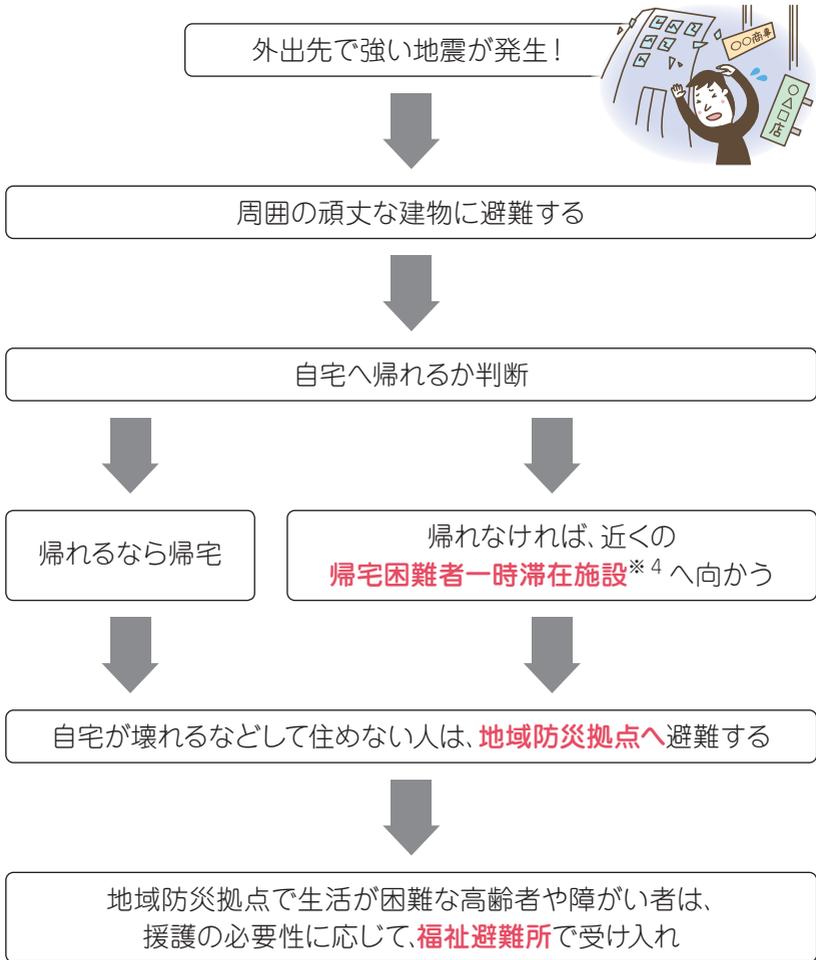
エ 地域防災拠点（小・中学校）で生活するとき

- 拠点に着いたら、受付で避難者情報を登録しましょう。
（住所、氏名、年齢、性別、けがや病気の状態など）
- 拠点運営委員会の指示に従って行動しましょう（体育館や指定された教室に移動する）。
- 拠点の掲示板情報を、随時確認しましょう。
- 災害用伝言ダイヤル等を活用し、家族に連絡を取りましょう。
- 水分補給に気をつけましょう。
- 適度な運動を心がけましょう。
- 周囲の避難者と協力し助けあいましょう（障がい者も可能な範囲で協力します）。
- けがや病気のある人は、拠点運営委員に相談しましょう。
- 拠点で生活が困難な高齢者や障がい者は、援護の必要性に応じて、福祉避難所へ移動します。

オ 福祉避難所（地域ケアプラザ、高齢者施設、障害者施設など）に移ったら

- 職員の指示に従い、避難カードに記入します（氏名・住所・電話番号・年齢・障がい名など記入）。
- 職員に障がい、病気やけがの状況をよく説明しておきましょう。
- 所内では、担当職員の指示に従い行動しましょう。
- 水分補給に気をつけましょう。
- 適度な運動を心がけましょう。
- 周囲の避難者と協力し助け合いましょう。
- 福祉避難所の開設期間は、おおむね7日間程度です。引き続きケアが必要な人は、別途受入施設などを調整します。

(2) 外出時に地震にあったら(一般的な全体の流れ)



※4 帰宅困難者一時滞在施設とは

地震により多くの帰宅困難者の発生が予測される主要駅等を中心に、帰宅困難者の安全の確保と災害関連情報を提供するための一時避難場所及び一時滞在施設を指定します。港南区では6か所指定されています。

一覧はこのパンフレットの31ページに載っています。

ア 路上で大きな揺れを感じたら

- 頭部をカバンなどで保護し、できるだけ低い姿勢で揺れの収まるのを待ちましょう。
- ビルからの落下物、ブロック塀の倒壊に気をつけましょう。
- 揺れが収まったら、周囲の頑丈な建物に避難しましょう。
- 海に近い場所では津波のおそれがあるので、近くの標高5メートル以上の高台や、頑丈な3階建て以上の高いビルなどを目安に避難しましょう。

イ 自動車運転時に大きな揺れを感じたら

- 周囲の状況を確認し、ハンドルをしっかり握ります。
- 落ち着いて減速しながらハザードランプを点滅し、道路の左側に停車します。
- 揺れが収まったら、キーを外さずに車から降り、周囲の頑丈な建物へ避難しましょう。



ウ 職場で地震にあったら

- 机の下など、安全な場所で揺れが収まるのを待ちましょう。
- 職場の指示に従い行動しましょう。勝手に帰宅するなどの行動は危険です。
- 災害用伝言ダイヤルを活用して家族に連絡を取りましょう。



2 障害特性別の対応

(1) 視覚障害

ア 自宅で発災

- 家具のそばから離れ、机の下など安全な場所で揺れが収まるまで待ちましょう(机がない場合は、家具を避け、頭を座布団などで守る)。
- スリッパや靴を履いて、散乱物に気をつけて玄関へ移動し、ドアを開けましょう。
- 非常持出袋と白杖、現金などを手元に用意しましょう。
- 地域の災害状況をラジオや携帯電話で確認しましょう。
- いっとき避難場所へ誘導してくれる人を玄関先で待ちましょう。
- 誘導してくれる人がいない場合、路上に出て誘導をお願いします。人がいない場合は、ホイッスルで誘導を依頼しましょう。
- 誘導してくれる人が見つかったら、自宅のガス漏れの確認、ブレーカーの遮断もお願いします。
- 単独でいっとき避難場所へ行ける人は、地割れやブロック塀に十分注意して移動しましょう。
- 家具の転倒で身動きできないときは、ホイッスルや大声で救助を求めましょう。
- いっとき避難場所では自治会・町内会長や防災担当役員に、視覚障害で困ることを十分に説明しましょう。

例 ● 移動の不自由

→避難場所内や帰宅時の誘導の依頼

● 視覚的不自由

→地区の被害状況や自宅の被害状況の確認を依頼

● 正確な情報伝達の困難

→配給物資や給水などの情報連絡を依頼

- 地域防災拠点の受付で、視覚障害で困る事を十分に説明し、そのための要望を依頼しましょう。

- 例** ● トイレへの誘導と使用の介助
- 食料配布の確保
 - 掲示板以外の情報伝達の依頼（アナウンス、メールなど）
 - スペースは出口付近の壁側を希望
 - 間仕切りなどでプライバシー保護
 - 誘導、代読、代筆協力者の確保

イ 外出時に発災

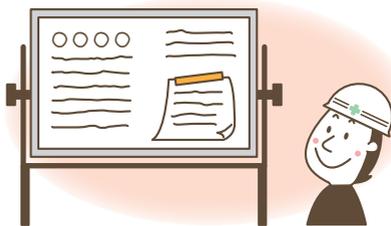
- 路上で大きな揺れを感じたら、ビルからの落下物を避け、ブロック塀の倒壊に気をつけて、揺れが収まるまでカバンなどで頭部を保護しましょう。
- 近くの人に誘導を依頼し、頑丈な建物に避難しましょう。
- 近くに人がいない時は、ホイッスルを吹いて助けを求めましょう。
- 同じ建物に避難している人に誘導を依頼し、最寄りの帰宅困難者一時滞在施設に避難しましょう。
- 歩いて帰宅できなければ、避難場所などで交通機関の復旧を待ちましょう。
- 神奈川県ライトセンターや横浜ラポールにいるときは、建物が耐震構造なので、それぞれ施設の指示に従い避難しましょう。
- 困ったときは、白杖を約50センチ、垂直に頭上に掲げると、「助けてください」というヘルプサインとなります。



(2) 聴覚障害

- 地震が起きたら、タンスや食器棚（しょっきだな）から離れ、テーブルの下などの安全な場所で揺れがなくなるまで待ちましょう（安全な場所がない場合は、座布団（ざぶとん）やヘルメットなどをかぶりましょう）
- 大きな揺れが止まったら、長靴などを履いて、割れたガラスや危険物に気をつけながら玄関のドアを開けましょう。
- 地域の災害状況をテレビや防災メールなどで確かめましょう。
- 避難場所へ行くとき、非常持出袋や現金などを持って行きましょう。
- 避難場所へ行くとき、地割れや倒れたブロック塀（へい）などに十分注意しながら歩いて行きましょう。
- 家が倒れたり崩れたりして身動きできないときは、懐中電灯やホイッスルなどで救助を求めましょう。
- 公園や学校の避難場所で、自治会・町内会長や防災担当役員に「耳が聞こえません」と手話や筆談、サインなどで伝えましょう。
- 落ち着いたら、このパンフレットの32～33ページの情報メモ欄やヘルプカードなどを見せて、聴覚障害で困ることと必要なことを十分に説明しましょう。

例 マイク放送で知らせるとき、ホワイトボードに書いてもらうか、紙に書いて貼ってもらうなど。



- 会話ができるように手話ができる人を呼びかけてもらいましょう。

(3) 肢体障害

- 家具のそばから離れ、机の下など安全な場所で揺れが収まるまで待ちましょう(机がない場合は、家具を避け、頭を座布団などで守る)。



- スリッパや靴を履いて、散乱物に気をつけて玄関へ移動し、ドアを開けましょう。
- 非常持出袋や現金などを手元に用意しましょう。
- 地域の災害状況をテレビや防災メールなどで確認しましょう。
- 単独でいっとき避難場所へ行ける人は、地割れやブロック塀に十分注意して移動しましょう。
- 自分の身の安全が確保できていれば、慌てて動かず待機しましょう。
- 移動時はエレベーターを使わないようにしましょう。

(4) 知的障害

- 周囲の人が、外見だけでは知的障害と判断してくれない場合があります。状況や説明が理解できない場合は、簡単な言葉でゆっくり、ていねいに、繰り返し説明してもらいましょう。
- 周囲の人に、自分のこと(氏名、住所、連絡先など)を説明できない人は、ヘルプカードを携帯しておきましょう。
- 周囲の人に、災害による異常事態で怖くなることや苦手なことを伝えたり、伝えてもらいましょう。
- 体の具合の悪いこと、てんかんや発作を持っていること、薬や安定剤を飲んでいることなどを、コミュニケーションボードを利用して伝えたり、伝えてもらいましょう。



コミュニケーションボードとは、知的障害児・者や自閉症等、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、イラストを指差すことで自分の意思を伝えるツールです。

- 自分の好きなことや安心できることを伝えたり、伝えてもらいましょう(安定して過ごすために)。

(5) 精神障害

- 声を出して危険の発生について同居者や隣人、隣室の人に伝え合いましょう。いざというときは、遠くの支援者より身近な仲間が頼りになります。
- 日頃から準備しておいた非常持出品、常備薬などを持ち出しましょう。
- 正確な情報を得ることに努めましょう。ラジオや携帯電話は、災害時、情報を得るのに役立ちます。外出時には、近くにいる人に安全な場所や避難場所などについての情報を聞きましょう。
- コミュニケーションを取ることが苦手な方は、メモ、写真、絵などを活用して、相手に伝えましょう。
- 施設利用者は、原則として職員の指示に従いましょう。



第3章

資料編

第3章 資料編

1 港南区地域防災拠点一覧

番号	学校名 所在地	対象となる町名
1	上大岡小学校 上大岡東 3-11-1	上大岡東一丁目(21~47)、二・三丁目、上大岡西二・三丁目
2	日下小学校 笹下 3-9-1	笹下一丁目(3の一部、10~14)、二~六丁目、七丁目(27の一部)
3	南台小学校 港南 5-6-1	港南中央通(6の一部、7~11)、港南四丁目、五丁目(1~9)、六丁目(1~12の一部)、笹下一丁目(1~9の一部、15)
4	桜岡小学校 大久保 1-6-43	最戸一・二丁目、上大岡東一丁目(1~20)、上大岡西一丁目、大久保一丁目、二丁目(1~7、24の一部、26~36)
5	吉原小学校 日野 2-20-40	日野一丁目、二丁目(1~45、46の一部、51の一部、52~65)、三~五丁目、六丁目(12を除く)、七丁目(1、14~20)、野庭町(483-3)、日野中央一丁目
6	相武山小学校 上永谷 1-7-5	港南一丁目(14~22の一部)、二・三丁目、上永谷一丁目(1~14、15の一部、16~17、18の一部、19~21、22の一部)
7	丸山台小学校 丸山台 3-8-1	丸山台一丁目(7の一部、8を除く)、二丁目(1~17、41の一部)、三丁目(1~32(6の一部を除く)、33~34)、上永谷二丁目(11-1)

番号	学校名	対象となる町名
	所在地	
8	下野庭小学校	野庭町(野庭団地第18号棟、604(1~2号棟)、606(1号棟)、607(1~2号棟)、608(4~7号棟)、610(2号棟)、611(1号棟)、614(3号棟)、618(1~3号棟)、678(1号棟)、野庭住宅(J1~12号棟)、野庭住宅(I1~13号棟、その他))、日野六丁目(12)、丸山台一丁目(7~8の一部)、日野二丁目(46~51の一部)
	野庭町 602	
9	芹が谷小学校	東芹が谷(2の一部を除く)、芹が谷一丁目(1~10)、芹が谷三丁目(19の一部を除く)
	芹が谷 3-32-1	
10	芹が谷南小学校	芹が谷三丁目(19の一部、21~23)、四丁目の一部、五丁目の一部
	芹が谷 4-22-1	
11	永谷小学校	芹が谷五丁目(49、51の一部)、下永谷一丁目(14~16、28を除く)、二丁目(26~33、35、36)、三~六丁目、上永谷六丁目(2、16の一部、17)、日限山一丁目(57~59、68の一部)
	下永谷 5-48-15	
12	永野小学校	上永谷一丁目(34、35の一部、39)、二丁目(1~6、7、8の一部、9~22(11-1を除く))、三~五丁目、六丁目(1、3~15、16の一部)、丸山台三丁目(6の一部)
	上永谷 2-21-10	
13	下永谷小学校	大久保二丁目(8~25(24-4を除く))、三丁目、東永谷一丁目(1~8、26~37)、三丁目(1~25)、東芹が谷(2の一部)
	東永谷 1-36-1	
14	野庭すずかけ小学校	日野八丁目(30~33の一部)、野庭町(野庭住宅A1~14号棟、B1~13号棟、C1~4号棟、634(1~5号棟)、637-1(野庭団地第20号棟)、638(9号棟)、641、642-1、647(1号棟)、860~866)
	野庭町 346-2	

番号	学校名	対象となる町名
	所在地	
15	港南台第一小学校	港南台六丁目(7~37)、七丁目(25~50)、八丁目
	港南台 6-7-1	
16	港南台第二小学校	港南台三丁目(1~3、5~8、13~19)、四丁目(1~8、33~35)、五丁目、九丁目(13~32)
	港南台 5-4-1	
17	港南台第三小学校	港南台一・二丁目、三丁目(4、9~12、20~24)、四丁目(24の一部)、日野南一丁目(5、6の一部、24、25の一部、30~31)
	港南台 2-14-1	
18	日野南小学校	港南台九丁目(2の一部)、日野南四丁目(25、26の一部、29)、五丁目(1、4、19、20、23の一部、37、56の一部を除く)六・七丁目、栄区鍛冶ヶ谷2丁目的一部(ローレルスクエア港南台)
	日野南 6-35-1	
19	小坪小学校	日野南一丁目(2の一部、3~4、6の一部、7~23、24の一部、25、26の一部、27、28、29の一部、32~33)、二丁目(2の一部、3~19、20~21の一部)、三丁目(2の一部を除く)、港南台四丁目(9~23、24の一部、25~32、39の一部)
	港南台 4-11-1	
20	日野小学校	日野中央二丁目(12~19を除く)、三丁目(1、2の一部、13の一部、14~20、22、25)、港南台七丁目(53)、日野七丁目(2~13、21~34)、八丁目(1~29、30、31の一部)、九丁目、日野南一丁目(1、2の一部)、二丁目(1、2の一部、20の一部、21の一部)、三丁目(2の一部)、四丁目(25、26の一部、29を除く)、野庭町(643-3、657)
	日野 7-11-1	
21	日限山小学校	上永谷六丁目(16の一部)、日限山一丁目(1~56、57~59の一部)、二丁目
	日限山 2-16-1	

番号	学校名	対象となる町名
	所在地	
22	笹下中学校	港南五丁目(9の一部、10~20)、六丁目(12の一部、13~29、30の一部、31~37)、笹下七丁目(1~26、27の一部)
	港南 5-8-1	
23	港南中学校	港南中央通(1~6、12~15)、港南一丁目(1~2、3の一部、4~12、13の一部)
	港南中央通 6-1	
24	丸山台中学校	丸山台二丁目(18~40、41の一部)、三丁目(35~43)、四丁目
	丸山台 4-1-1	
25	芹が谷中学校	芹が谷一丁目(11、12の一部、13~39)、二丁目、四丁目(1、2の一部、5の一部、12~14の一部)
	芹が谷 2-7-1	
26	上永谷中学校	芹が谷五丁目(14~17、18の一部、19~25)、下永谷二丁目(1~25、34)
	上永谷 4-12-14	
27	東永谷中学校	東永谷一丁目(9~25)、二丁目、三丁目(26~63)、芹が谷四丁目(27、28の一部)、上永谷一丁目(15、18の一部、24の一部、25~33、35の一部、36、37、38)、二丁目(7、8の一部)
	東永谷 2-14-7	
28	旧野庭中学校	野庭町(野庭住宅D1~8号棟、E1~4号棟、F1~7号棟、G1~14号棟、H1~6号棟、K1~3号棟、665-1号棟、615-1~2号棟、619-1~2号棟、621-1~2号棟、622-3~4号棟、627-1~3号棟、672-1~4号棟、その他すずかけ・のにわ坂・野庭睦町・上野庭町内会地域)、上永谷町の上野庭町内会地域
	野庭町 630	

番号	学校名	対象となる町名
	所在地	
29	港南台第一中学校	港南台六丁目(1~6)、七丁目(1~24、51、52)
	港南台 6-6-1	
30	日野南中学校	港南台四丁目(36~38、39の一部)、九丁目(2の一部、3~12)、日野南五丁目(1、4)
	港南台 4-37-1	
31	日限山中学校	日限山三・四丁目
	日限山 4-33-1	
32	洋光台第三小学校 (磯子区)	日野中央三丁目(1、2の一部、3~12、13の一部、21、23~24、26~43)
	磯子区洋光台 2-4-1	

※ ご不明な点は、港南区区民生活・防災マップでご確認ください。

2 港南区福祉避難所一覧【令和5年3月現在】

	施設名	施設種別	所在地
1	港南台地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	港南台 3-3-1
2	港南中央地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	港南 4-2-7
3	下永谷地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	下永谷 3-33-5
4	芹が谷地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	芹が谷 2-16-12
5	野庭地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	野庭町 612
6	東永谷地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	東永谷 1-1-12
7	日限山地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	日限山 1-66-55
8	日下地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	笹下 3-11-1
9	日野南地域ケアプラザ	地域ケアプラザ	日野南 3-1-11
10	蓬萊荘	老人福祉センター	港南台 6-22-38

	施設名	施設種別	所在地
11	すずかけの郷	特別養護老人ホーム (従来型)	野庭町 1688
12	野庭苑	特別養護老人ホーム (従来型)	日野南 5-56-2
13	パラダイム港南	特別養護老人ホーム (従来型)	下永谷 3-10-7
14	芙蓉苑	特別養護老人ホーム (従来型)	下永谷 4-21-10
15	笹の風	特別養護老人ホーム (ユニット型)	笹下 4-12-35
16	サンバレー	特別養護老人ホーム (ユニット型)	下永谷 4-24-1
17	日野サザンポート	特別養護老人ホーム (ユニット型)	日野 6-13-1
18	ひまわり港南台	特別養護老人ホーム (ユニット型)	日野南 3-7-10
19	泉の郷日野南	特別養護老人ホーム (ユニット型)	日野南 4-29-9
20	ひぎり園	特別養護老人ホーム (ユニット型)	上永谷町 4610-1
21	オアシス	介護老人保健施設	野庭町 146-1
22	港南あおぞら	介護老人保健施設	野庭町 2187-1
23	すこやか	介護老人保健施設	下永谷 5-81-18
24	野庭風の丘	養護老人ホーム	野庭町 631
25	港南地域活動ホームひの	障害者地域活動ホーム	日野 8-21-12
26	港南中央地域活動ホーム そよかぜの家	障害者地域活動ホーム	港南4- 2- 8
27	港南福祉ホーム	障害者地域活動ホーム	港南台 7-25-22
28	港南区生活支援センター	精神障害者生活支援 センター	港南 4-2-7
29	シーダ日野学園	障害者支援施設	日野中央 2-25-1
30	シーダひのき工房	障害福祉サービス事業所	日野中央 2-25-1
31	横浜医療福祉センター港南	医療型障害児入所施設	港南台 4-6-20

3 港南区災害時医療救護場所一覧

災害時の医療については、できる限り多くの命を救うため、また病院の混乱を避けるため、緊急度・重症度に応じて、受診先が異なります。災害時にけがをした場合は、御自身や周りの方が負傷者の緊急度・重症度を判断し、下表の受診先に行ってください。

災害時に診療を受けられる病院・診療所は、「診療中」を表す赤色又は黄色の旗を出すことになっていますので、この旗を目印に受診してください。

なお、医師の診察を必要としない極めて軽度の負傷は、周りの人と協力しながら、応急手当を行ってください。

(1) 災害拠点病院(重症者が対象)

生命の危険の可能性があるもの、又は生命の危険が切迫しているものが対象となります。

	病院名	所在地
1	恩賜財団済生会 横浜市南部病院	港南台 3-2-10

(2) 災害時救急病院(中等症者が対象)

生命の危険はないが、入院を要するものが対象となります。

	病院名	所在地
1	医療法人裕徳会 港南台病院	港南台 2-7-41
2	医療法人社団仁明会 秋山脳神経外科病院	上永谷 2-10-36
3	医療法人社団嘉明会 横浜東邦病院	最戸 1-3-16
4	医療法人社団成仁会 長田病院	丸山台 2-2-10
5	神奈川県立精神医療センター ^{注1}	芹が谷 2-5-1

注1 災害時も精神科のみの診療を行います。

(3) 診療所・医療救護隊(軽症者が対象)

生命の危険がなく、入院を要しないものについては、負傷者の受け入れが可能な診療所で治療します。

また、医師、看護師、薬剤師等で構成される医療救護隊は、負傷者の発生状況や隊の編成数に応じて区で指定される場所に派遣され、軽症者に対する応急医療を行います。

4 港南区帰宅困難者一時滞在施設一覧

	施設名	所在地
1	横浜市港南スポーツセンター	日野1-2-30
2	上大岡SKホテル	最戸1-18-18
3	セントラルホール上大岡駅前式場	上大岡西1-2-2
4	港南公会堂	港南中央通10-1
5	港南地区センター	日野1-2-31
6	港南台地区センター	港南台5-3-1

5 自分の情報メモ欄

名 前			
生年月日			
連絡先	TEL		
	TEL		
緊急連絡先	TEL		
日中の活動場所	TEL		
血液型		記入日	年 月
自分の地区の いっとき避難場所			
自分の地区の 地域防災拠点			
コミュニケーション の取り方 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 普通の声かけでOK <input type="checkbox"/> 紙に書いてください <input type="checkbox"/> ことばは短くはっきりと <input type="checkbox"/> 実物を見せる方がわかる <input type="checkbox"/> 「ダメ」の言葉が苦手 <input type="checkbox"/> ゆっくり話してください		
好きなこと (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> CD・音楽 <input type="checkbox"/> 本・絵本 <input type="checkbox"/> 書くこと		

<p>苦手なこと (該当にチェック)</p>	<p><input type="checkbox"/> 暗い所 <input type="checkbox"/> 明るい所 <input type="checkbox"/> にぎやかな所 <input type="checkbox"/> 大きな音・声 <input type="checkbox"/> 赤ちゃん・子どもの泣き声</p>
<p>混乱してしまったら (該当にチェック)</p>	<p><input type="checkbox"/> 静かに見守る <input type="checkbox"/> 場所を変える <input type="checkbox"/> 声かけは最小限に <input type="checkbox"/> 薬を飲む</p>
<p>トイレ (該当にチェック)</p>	<p><input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 手伝いが必要 使用形態(<input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式)</p>
<p>食事 (該当にチェック)</p>	<p><input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 手伝いが必要 使用道具(<input type="checkbox"/> はし <input type="checkbox"/> スプーン・フォーク <input type="checkbox"/> コップ <input type="checkbox"/> ストロー) 好きなもの【 <input type="text"/> 】 嫌いなもの【 <input type="text"/> 】</p>
<p>医療関係 【服薬】</p>	<p><input type="checkbox"/> 服薬あり <input type="checkbox"/> 服薬なし 薬名 【 <input type="text"/> 】</p>
<p>医療関係 【その他】</p>	<p>疾患名・障害名 【 <input type="text"/> 】 アレルギー <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 【 <input type="text"/> 】 発作 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 発作の状態【 <input type="text"/> 】 主治医 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 【 <input type="text"/> 】</p>

6 港南区プロジェクトR (レスキュー)について

港南区において災害時に援護が必要な方の支援策を検討する目的で、平成26年度からスタートしたプロジェクトです。(平成30年度に活動終了)

港南区の各障害者団体、福祉避難所に指定されている一部施設(障害者地域活動ホーム、障害者支援施設、地域ケアプラザ)、港南区社会福祉協議会、港南区役所により構成されています。

構成メンバー	
港南区障害者団体連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害(児)者地域訓練会 さんき会 ● 港南区視覚障害者福祉協会 ● 障害(児)者地域訓練会 すずな会 ● 港南区中途失聴・難聴者協会 ● 障害(児)者地域訓練会 なずな会
港南区聴覚障害者協会	
港南中央地域活動ホーム そよかぜの家	
港南福祉ホーム	
港南区生活支援センター	
下永谷地域ケアプラザ(港南区内の地域ケアプラザ代表)	
日野南地域ケアプラザ(同上)	
港南区社会福祉協議会	☎ 045-841-0256 FAX:045-846-4117
港南区役所 (このパンフレットに関する 問合せ先)	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務課危機管理・地域防災担当 ☎ 045-847-8315 FAX 045-841-7030
	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉保健課 ☎ 045-847-8432 FAX 045-846-5981
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢・障害支援課 ☎ 045-847-8454 FAX 045-845-9809

防災5箇条

(港南区防災計画より)

話し合おう!

家族の連絡どうするの?

備えよう!

最低でも、食料、飲み水3日分

圧死から身を守ろう!

家具の転倒防止と耐震対策

避難時は!

電気・ガスの元栓切って

地震だ!

となり近所に声かけて、まずは
「いっとき避難場所」

トイレパックも忘れずに!!





発行

港南区プロジェクトR(レスキュー)事務局

〒233-0003 港南区港南 4-2-10

〈総務課〉 ☎045-847-8315 FAX 045-841-7030

〈福祉保健課〉 ☎045-847-8432 FAX 045-846-5981

〈高齢・障害支援課〉 ☎045-847-8454 FAX 045-845-9809

平成28年3月 発行

令和5年3月 改訂